

第 1 章 計画の目的と位置付け

1．計画の目的

都市農業は、安全で新鮮な農産物を市民に供給するとともに、緑や防災などの生活環境、生態系などの自然環境の保持、農業を通じた歴史、文化の継承など、様々な役割を果たしています。

平成 11 年に制定された「食料・農業・農村基本法」は、食料の安定供給とともに、このような農業の多面的機能の発揮に向けた農業・農村の持続的発展に力点を置いています。特に、この法律では、国の施策が及ぶことが少なかった都市農業の振興を、国の責務として明記したことが特徴であり、都市農業の役割はこれまで以上に重要になっています。また、この法律は、行政の責務だけでなく、農業者及び農業団体、事業者の努力、消費者の役割を定めています。

都市農業は、市民の理解と協力のもとに、農業者・農業団体、市民・市民団体及び市がそれぞれの役割を踏まえ、協力、協働することにより、維持、発展していくものと考えます。

本計画は、このような状況を踏まえ、西東京市農業の振興を図るため策定するものです。

2．計画の期間

本計画の期間は、平成 16 年度（2004 年度）から平成 25 年度（2013 年度）までの 10 年間とします。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化に応じて、適宜必要な見直しを行い、状況に即した計画としていきます。

3．計画の性格と関連計画との関係

本計画は、農業者、農業団体、市民、行政等がそれぞれの役割を果たし、相互に協力しあい実現を図るものです。そのため、農業者、市民が本市の農業を発展させるための指針という性格ももちます。また、以下の計画等との整合、連携を図り、策定するものです。

（1）西東京市基本構想・基本計画による位置付け

本計画は、西東京市基本構想・基本計画の「活力と魅力あるまちづくり」の「農業の振興」における施策内容を踏まえて策定するものです。

（2）食料・農業・農村基本法による位置付け

本計画は、食料・農業・農村基本法における第 36 条 2 項の都市農業の位置付けと第 8 条による自治体の責務として策定するものです。

(3) 農業経営基盤強化促進法の農業基本構想としての位置付け

本計画は、農業経営基盤強化促進法の農業基本構想としても位置付けられ、農業経営改善計画の策定の支援と、認定農業者制度の適用の前提となるものです。

(4) 東京農業振興プランとの連携

本計画は、平成13年に改定された「東京農業振興プラン」を踏まえるとともに、連携して施策展開を図るものとします。

農業振興計画と他の計画の関係

